

## 青森市手数料条例及び青森市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 制定理由

「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年 6 月 1 4 日公布）」による旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の譲渡に係る旅館業営業業者地位承継承認申請手数料を定める等のため、改正しようとするもの。

### 2 改正内容

#### （1）旅館業の譲渡に係る旅館業営業業者地位承継承認申請手数料の追加

##### 【青森市手数料条例の一部改正】

- 旅館業法の一部改正により、旅館業の営業業者の地位の承継について、これまで認められていた旅館業を営む法人の合併若しくは分割の場合又は営業業者が死亡した場合における営業業者の地位の承継に加え、営業業者が旅館業を譲渡する場合における営業業者の地位の承継が新たに認められた。

（※これまで営業業者が旅館業を譲渡しようとする場合は、当該旅館業の譲受人が新たにその営業に係る許可を受けることとされていた。）

- 旅館業を譲渡する場合における営業業者の地位の承継については、市長の承認を受けることとされており、当該承認に係る手数料を定めるもの

#### （2）法の一部改正に伴う所要の改正【青森市旅館業法施行条例の一部改正】

##### ①旅館業法の一部改正に伴う条項の追加及び移動

（1）の旅館業の事業譲渡に係る一部改正のほか、営業業者が宿泊しようとする者への宿泊を拒むことができる事由について、宿泊しようとする者が営業業者に対し、他の宿泊者に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときとする事由が追加された。

##### ②博物館法の一部改正に伴う条項の移動

博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図り、かつその適正な運営を確保するため、法律の目的、博物館の事業及び登録の要件等について見直すこととされた。

- 上記による条例において引用している法の条項の追加及び移動に伴い、所要の改正をするもの

### 3 施行期日

「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）」の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日（※2（2）②に伴う改正については、公布の日）